



羽の情報便

勤労学生控除 (学生と税金)



小遣い稼ぎや親の経済的負担を軽くするためなど、その目的は様々ですが、アルバイトをしている学生も多いかと思えます。一般にアルバイト収入も一定金額を超えると、給与所得として所得税と住民税を納めなければなりません。また、その場合税負担のみならず、親の税金計算にも影響を与えることがありますのでご注意ください。勤労学生控除は、納税者が所得税法(地方税法)上の「勤労学生」に当てはまる場合に受けられる所得控除です。また、勤労学生とは、その年の12月31日時点で、以下の三つの条件に全て当てはまる人をいいます。

- (1) 給与所得などの勤労による所得があること
- (2) 合計所得金額が65万円以下で、かつ(1)の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること
例えば、給与所得だけの人の場合は、給与の収入金額が130万円以下であれば、給与所得控除65万円を差し引くと所得金額が65万円以下となります。
* 勤労所得以外とは、株式(源泉徴収しない場合)やアフィリエイト収入等となります。
- (3) 特定の学校の学生や生徒であること * 高校、大学、専門学校なら全然問題ありません。

勤労学生控除において、所得控除できる金額は、**所得税が27万円、住民税が26万円**となっています。所得税と住民税の年収に対する課税関係は以下ようになります。(成人で条例により住民税の優遇措置がある場合もあります。)

- **アルバイト収入と課税関係： 年収124万円以下**
住民税(所得割、均等割)や所得税はかかりません。
- **アルバイト収入と課税関係： 年収124万円超130万円以下**
住民税(所得割、均等割)はかかりますが、所得税はかかりません。
- **アルバイト収入と課税関係： 年収130円超**
住民税(所得割、均等割)も所得税もかかります。

一般に学生のアルバイト収入は、親の所得から「扶養控除」が受けられるかどうかにも影響します。これについては、アルバイト収入(年収)が103万円以下の場合、所得税・住民税ともに扶養控除額を差し引くことができます。具体的には、学生の年齢が16歳以上19歳未満では、所得税の特定扶養親族として38万円(住民税では33万円)、19歳以上23歳未満では、63万円(住民税では45万円)、その他の年齢の場合では、38万円(住民税では33万円)となっています。

高校の学費無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分25万円(住民税では12万円)が廃止されています。尚、特定扶養親族というのは、学校等で、学費や生活費の仕送りなど親の出費がかさむことを考慮して、一般の扶養親族より優遇されているものです。そのため、アルバイトをしすぎて年収が103万円(合計所得金額が38万円)を超えると、親の扶養親族から外れ、親の税金が高くなることもあるのでご注意ください。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

- まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)
- melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

今年になって視力が落ちてきましたので、とりあえずコンタクトレンズを使用していました。その時に検眼費用二千元、コンタクトレンズ代七千元を支払いました。しかしその後、医師に診断してもらった結果、手術することになりました。レーシック手術を受け、三十万円を病院に支払いました。今年の確定申告で医療費控除の計算に全額を組み入れてもいれても良いでしょうか？

検眼費用とコンタクトレンズ代は対象にはなりません。しかし、レーシック手術の費用は対象となります。

一般的な近視や遠視の矯正は医療費控除の対象にはなりません。つまり、検眼費用やメガネ・コンタクトレンズの購入費用等は一般的であると考えられるため対象にはなりません。また、視力回復センターへ支払った費用も対象にはならないのでご注意ください。

但し、医師の治療を受けるために直接必要なものであれば医療費控除の対象となります。弱視や白内障等、その他難治性疾患のための治療用眼鏡などが、それに該当します。また、近視の治療のためのレーシック手術の費用も対象となります。

今回の場合は、検眼費用・コンタクトレンズ代・レーシック手術の費用であるため、レーシック手術の費用三十万円のみが医療費控除の対象となります。

残念ながら検眼費用とコンタクトレンズ代は対象にはなりませんので注意が必要です。



税金・保険のまめ知識（第66回）小規模企業共済制度

個人事業主又は会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合など、第一線を退いた時の生活の安定、あるいは事業の再建などを図る為に、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら資金を拠出して行われる共済制度で、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としています。

この制度は、小規模企業法に基づいた、国がつくった事業主の退職金制度といえるものです。

掛金は、月額1,000円～70,000円（年間840,000円）が上限となっており、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得金額から控除されます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除され、支払う税金が抑えられ、かなりの節税効果があります。

尚、積立てたお金をもらう場合には、小規模企業共済金は、退職金制度ですので、掛金を退職金としてもらうこともできますが、年金型のもらい方で10年間又は15年間の分割受取を選択することもできます。

この共済金は、税法上、一時払い共済金は退職所得、分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。

前者の退職所得は、退職所得控除が適用され、受取金の課税額を抑えることができます。後者の公的年金等の雑所得は、公的年金控除を受けることが出来る為、こちらも同様に課税額を抑えることができます。

よって、小規模企業共済は、掛ける時・もらう時に大きな節税効果があります。また、将来の年金を増やす方法としても、とても良い選択肢の1つだといえるのではないのでしょうか。



12月の税務カレンダー

給与所得の年末調整

本年最後の給与支払い時

12月における各市町村の条例で定める日

固定資産税(都市計画税)の第三期分の納付

12月10日(月)

11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



1月4日(金)

10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



生命保険の基礎知識(2)

～保険の約款を読んだことありますか?～



生命保険商品の見方

生命保険商品は複雑に見えますが、これは様々な機能の保険種類を組み合わせているため、大きく「主契約」と「特約」との組み合わせで成り立っています。

「主契約」とは

主契約は多くの種類があり、どんなときにどんな保険金・給付金が受け取れるのか、保障される期間は一定期間なのか、終身(一生涯)なのかなどによって以下の分類に分けられます。

「定期保険」「収入保障保険」「生存給付金付定期保険」「養老保険」「終身保険」「特定疾病保障保険」「医療保険」「ガン保険」「利率変動型積立終身保険」「こども保険」「貯蓄保険」「個人年金保険」「変額保険」「変額個人年金保険」「介護保険」などがあります。

「特約」とは

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させることができます。特約のみでは契約できません。主契約に複数の特約を付加することができます。主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅します。「一定期間の死亡保障を厚くする特約」「不慮の事故による死亡・障害状態に備える特約」「入院、手術、通院など病気、ケガの治療全般に備える特約」「特定の疾病や損傷の治療に備える特約」などがあります。



ちよっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(40)

当然読めますよね?…ちよっと??な漢字



『曲者』⇒ くせもの

「まがりもの」ではありません。* 盗賊などの怪しい者。ひと癖あって、したたかな人物のこと。

『御用達』⇒ ごようたし

「ごようたつ」ではありません。* 結構間違っ使っている人も多いはず。宮中・官庁などへ用品を納めること。

『健気』⇒ けなげ

「けんぎ」ではありません。* 殊勝なさま。心がけがよく、しっかりしているさま。

『破綻』⇒ はたん

「はじょう」ではありません。* 読んだそのままですが、肉を焼いたときにしみ出る液汁。

『前場』⇒ ぜんば

「まえば」ではありません。* 株式の取引所で午前中に行われる立ち会いのことです。

『稀有』⇒ けう

「きゆう」ではありません。* 滅多にないこと。とても珍しいことを意味します。



今月のコラム

毎日寒い日が続いています。街中はクリスマスのイルミネーションと、ちよつと騒々しい選挙演説で賑やかになってきました。

今年も残すところ半月足らずとなりました。今年一年を振り返り、やり残したこと、やろうと思っていたのに手つかずのことなど、いろいろ反省することも多いこの時期です。来年こそは今年以上に良い年となりますように……。

さてこの冬、全国でノロウイルスが流行しています。ノロウイルスは発症すると熱が出て吐き気や下痢などを引き起こし、脱水症状になることもあり、風邪かと思っても実際はウイルス感染しているケースも多いとか……。とても厄介なのは人から人へ感染してしまい、耳かき一杯の嘔吐物に一億個以上のウイルスが含まれていて、わずか十から百個が体に入っただけでも感染するそうです。予防はやはり、日ごろからの体調管理と手洗いやうがいしかないようです。

これから年末にかけて忘年会やクリスマスなど楽しいイベントも多いですが、暴飲暴食には気をつけて健康には十分注意して過ごしましょう。

今年も一年間、大変お世話になりましたお客様へ感謝をこめて御礼申し上げます。来年もスタッフ一同、皆様のお役に立てるよう引き続き頑張っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

インフルエンザに注意して
頑張りましょう！

